

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和3年1月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和3年1月27日（水曜日）午後2時50分～午後3時40分 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第1号「守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」（可決） （2）議案第2号「守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱の一部を改正する規則について」（可決） （3）議案第3号「守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則について」（可決） （4）議案第4号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」（可決） 【その他】 小中学校の現状について（指導室） （1）指導室の業務状況について （2）児童生徒の様子 （3）児童生徒及び教職員の交通事故の現状 （4）いじめの状況（12月末現在） （5）不登校の現状（12月末現在）

	(6) 長期欠席児童生徒の状況 (12月末現在) 各課業務報告 ○学校教育課 (1) 入札結果 (2) 工事等の進捗状況について (3) GIGAスクール構想実現のための工事等の進捗状況 (4) 令和3年度学校外プール授業の中止について ○生涯学習課 (1) 入札結果 (2) 会議等の開催 (3) 工事等進捗状況 (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 (5) その他 ○学校給食センター (1) 学校給食実施状況 (2) 賄材料費執行状況 (3) 生鮮野菜使用率 (4) その他 ○中央図書館 (1) 入札結果 (2) 審議会の開催 (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 (4) イベント等 (5) その他
4 今後の状況	次回は、令和3年2月26日(金曜日)午後1時30分から開催予定

令和3年1月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和3年1月27日（水）

午後2時30分から（総合教育会議終了後）

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- | | | |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 1 号 | 守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
（学校教育課） |
| 議案第 | 2 号 | 守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要
綱の一部を改正する規則について（指導室） |
| 議案第 | 3 号 | 守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則につい
て（指導室） |
| 議案第 | 4 号 | 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改
正する規則について（生涯学習課） |

4 協議事項

な し

5 報告事項

な し

（1）小中学校の現状について（指導室）

（2）各課からの業務報告

令和3年1月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和3年1月27日（水）

午後2時30分から（総合教育会議終了後）

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

議案第1号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年1月27日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年1月27日原案 決

提案理由

本案は、令和3年4月1日から教育委員会事務局の組織変更に伴い、所要の改正を行う必要があることから規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
1号	1

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
守谷市教育委員会事務局組織規則（平成2年守谷町教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「指導室」を「教育指導課」に改め、同条第2号中「指導室長」を「教育指導課長」に改める。

第2条の表中「指導室」を「教育指導課」に、「教育指導グループ」を「指導グループ、ICT教育推進グループ」に改める。

別表学校教育課の項中第16号を次のように改める。

16 点検評価員の会議に関する事。

別表学校教育課の項中第37号及び第38号を次のように改める。

37 学校施設の維持管理及び環境整備に関する事。

38 通学路の安全確保に関する事。

別表学校教育課の項に次の4号を加える。

39 学校法律相談に関する事。

40 学校の適正配置に関する事。

41 教職員の働き方改革に関する事。

42 学校管理備品の整備に関する事。

別表指導室の項中第6号から第18号までを次のように改める。

6 教育相談、適応指導教室の運営に関する事。

7 人権教育の推進に関する事。

8 研究指定校その他教育指導機関との連携協力に関する事。

9 ICT教育環境の整備及び推進に関する事。

10 学校図書教育、環境教育の推進に関する事。

11 保幼小中高一貫教育の推進に関する事。

12 教科指導に係る調査集計に関する事。

13 道徳教育の推進に関する事。

14 教育情報の発信に関する事。

15 小中学校の外国語指導に関する事。

16 社会科副読本の編集及び活用に関する事。

17 特別支援教育に関する事。

18 外国語指導助手の採用及び活動に関する事。

別表指導室の項課名の欄中「指導室」を「教育指導課」に改め、同項に次の5号を加える。

議案	頁数
1号	2

- 19 不登校、いじめ等の問題を持つ児童生徒の相談に関する事。
- 20 学習支援ティーチャーの採用及び活用に関する事。
- 21 守谷市総合教育支援センターの運営に関する事。
- 22 守谷市サタデー学習支援教室に関する事。
- 23 守谷市任期付市費負担教職員事業に関する事。
- 24 県費負担教員の任免、分限並びに内申に関する事。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案	頁数
1号	3

守谷市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

改 正	現 行																																
(定義) 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。 (1) 課 学校教育課，生涯学習課及び教育指導課をいう。 (2) 課長 学校教育課長，生涯学習課長及び教育指導課長をいう。 (課等の設置) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それらの課に同表右欄に掲げるグループ等を置く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th><th>グループ等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td><td>教育総務グループ，施設管理グループ</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>生涯学習グループ，スポーツ推進室</td></tr> <tr> <td>教育指導課</td><td>指導グループ，ICT教育推進グループ</td></tr> </tbody> </table> 別表（第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">学校教育課</td><td>1 から 1 5 まで（略）</td></tr> <tr> <td>1 6 点検評価員の会議に関すること。</td></tr> <tr> <td>1 7 から 3 6 まで（略）</td></tr> <tr> <td>3 7 学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。</td></tr> <tr> <td>3 8 通学路の安全確保に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	課	グループ等	学校教育課	教育総務グループ，施設管理グループ	生涯学習課	生涯学習グループ，スポーツ推進室	教育指導課	指導グループ，ICT教育推進グループ	課名	事務分掌	学校教育課	1 から 1 5 まで（略）	1 6 点検評価員の会議に関すること。	1 7 から 3 6 まで（略）	3 7 学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。	3 8 通学路の安全確保に関すること。	(定義) 第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。 (1) 課 学校教育課，生涯学習課及び指導室をいう。 (2) 課長 学校教育課長，生涯学習課長及び指導室長をいう。 (課等の設置) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、それらの課に同表右欄に掲げるグループ等を置く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th><th>グループ等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育課</td><td>教育総務グループ，施設管理グループ</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>生涯学習グループ，スポーツ推進室</td></tr> <tr> <td>指導室</td><td>教育指導グループ</td></tr> </tbody> </table> 別表（第3条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th><th>事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">学校教育課</td><td>1 から 1 5 まで（略）</td></tr> <tr> <td>1 6 県費負担教職員の任免，分限及び内申に関すること。</td></tr> <tr> <td>1 7 から 3 6 まで（略）</td></tr> <tr> <td>3 7 その他学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。</td></tr> <tr> <td>3 8 通学補助員に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	課	グループ等	学校教育課	教育総務グループ，施設管理グループ	生涯学習課	生涯学習グループ，スポーツ推進室	指導室	教育指導グループ	課名	事務分掌	学校教育課	1 から 1 5 まで（略）	1 6 県費負担教職員の任免，分限及び内申に関すること。	1 7 から 3 6 まで（略）	3 7 その他学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。	3 8 通学補助員に関すること。
課	グループ等																																
学校教育課	教育総務グループ，施設管理グループ																																
生涯学習課	生涯学習グループ，スポーツ推進室																																
教育指導課	指導グループ，ICT教育推進グループ																																
課名	事務分掌																																
学校教育課	1 から 1 5 まで（略）																																
	1 6 点検評価員の会議に関すること。																																
	1 7 から 3 6 まで（略）																																
	3 7 学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。																																
	3 8 通学路の安全確保に関すること。																																
課	グループ等																																
学校教育課	教育総務グループ，施設管理グループ																																
生涯学習課	生涯学習グループ，スポーツ推進室																																
指導室	教育指導グループ																																
課名	事務分掌																																
学校教育課	1 から 1 5 まで（略）																																
	1 6 県費負担教職員の任免，分限及び内申に関すること。																																
	1 7 から 3 6 まで（略）																																
	3 7 その他学校施設の維持管理及び環境整備に関すること。																																
	3 8 通学補助員に関すること。																																

	<u>3 9 学校法律相談にすること。</u> <u>4 0 学校の適正配置にすること。</u> <u>4 1 教職員の働き方改革にすること。</u> <u>4 2 学校備品の管理にすること。</u>		(新設) (新設) (新設) (新設)
生涯学 習課	1 から 3 5 まで (略)	生涯学 習課	1 から 3 5 まで (略)
教育指 導課	<u>1 から 5 まで (略)</u> <u>6 教育相談, 適応指導教室の運営にすること。</u> <u>7 人権教育の推進にすること。</u> <u>8 研究指定校その他教育指導機関との連携 協力にすること。</u> <u>9 I C T教育環境の整備及び推進にすること。</u> <u>1 0 学校図書教育, 環境教育の推進にすること。</u> <u>1 1 保幼小中高一貫教育の推進にすること。</u> <u>1 2 教科指導に係る調査集計にすること。</u> <u>1 3 道德教育の推進にすること。</u> <u>1 4 教育情報の発信にすること。</u> <u>1 5 小中学校の外国語指導にすること。</u> <u>1 6 社会科副読本の編集及び活用に関すること。</u> <u>1 7 特別支援教育にすること。</u> <u>1 8 外国語指導助手の採用及び活動に関す ること。</u>	指導室 	<u>1 から 5 まで (略)</u> <u>6 教育相談事業にすること。</u> <u>7 同和 (人権) 教育推進にすること。</u> <u>8 研究指定校その他教育指導機関との連絡 協力にすること。</u> <u>9 コンピュータ教育推進にすること。</u> <u>1 0 学校図書館教育の推進にすること。</u> <u>1 1 環境教育の推進にすること。</u> <u>1 2 教科指導に係る調査統計にすること。</u> <u>1 3 教材等の収集研究にすること。</u> <u>1 4 教育広報の発行にすること。</u> <u>1 5 A E T招致及び活用に関すること。</u> <u>1 6 社会科副読本改訂にすること。</u> <u>1 7 心身障害児就学指導にすること。</u> <u>1 8 その他学校教育に係る専門的事項及び 指導運営にすること。</u>

	<u>19 不登校、いじめ等の問題を持つ児童生徒の相談に関する事。</u> <u>20 学習支援ティーチャーの採用及び活用に関する事。</u> <u>21 守谷市総合教育支援センターの運営に関する事。</u> <u>22 守谷市サタデー学習支援教室に関する事</u> <u>23 守谷市任期付市費負担教職員事業に関する事。</u> <u>24 県費負担教員の任免、分限並びに内申に関する事。</u>		(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	
--	---	--	---	--

議案第 2 号

守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱の
一部を改正する規則について

守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱（平成
30年守谷市教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 月 27 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 3 年 1 月 27 日原案 決

提案理由

本案は、教育委員会事務局の組織変更に伴い、所要の改正を行う必要がある
ことから規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
2 号	1

守谷市教育委員会訓令第 号

守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱（平成30年守谷市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

第5条第2項第1号中「指導室長」を「教育指導課長」に改め、同項第4号中「指導室」を「教育指導課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案	頁数
2号	2

守谷市いじめ対策本部及び守谷市立小中学校いじめ対策本部設置要綱新旧対照表

改 正	現 行
(市対策本部の構成) 第5条 (略) 2 本部長には教育委員会教育長を，副本部長には教育委員会教育部長を，委員には，次に掲げる者をもって充てる。 (1) 教育委員会<u>教育指導課長</u> (2) (略) (3) (略) (4) 教育委員会<u>教育指導課指導主事</u> (5) (略)	(市対策本部の構成) 第5条 (略) 2 本部長には教育委員会教育長を，副本部長には教育委員会教育部長を，委員には，次に掲げる者をもって充てる。 (1) 教育委員会<u>指導室長</u> (2) (略) (3) (略) (4) 教育委員会<u>指導室</u> 指導主事 (5) (略)

議案第 3 号

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則について

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 月 27 日 提 出

守谷市教育委員会

教育長 町田 香

令和 3 年 1 月 27 日原案 決

提案理由

本案は、教育委員会事務局の組織変更に伴い、所要の改正を行う必要があることから規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
3 号	1

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則

守谷市総合教育支援センター運営規則（平成28年守谷市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「指導室」を「教育指導課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案	頁数
3号	2

守谷市総合教育支援センター運営規則新旧対照表

改 正	現 行
(庶務) 第7条 教育支援センターの庶務は、教育委員会<u>教育指導課</u>において処理する。	(庶務) 第7条 教育支援センターの庶務は、教育委員会指導室__ __において処理する。

議案第4号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 月 27 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 3 年 1 月 27 日 決

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、利用者の増加に伴うクラブ室の増設に伴い、守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
4 号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第29号を第32号とし、第20号から第28号までを3号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の3号を加える。

（20）黒内小学校第6児童クラブ 40人

（21）黒内小学校第7児童クラブ 40人

（22）黒内小学校第8児童クラブ 40人

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。